

保育所型認定こども園一宮保育園 重要事項説明書

保育等の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人一宮福祉会
所 在 地	笛吹市一宮町東原410
電 話 番 号	0553-47-2548
代表者氏名	理事長 小林 裕彦

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	一宮保育園
施 設 の 所 在 地	笛吹市一宮町東原410
連 絡 先	電話番号 0553-47-2548 FAX 0553-47-4376
管 理 者	園長 小林 裕彦
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の1号認定子ども 15人 満3歳以上の2号認定子ども 24人 満1歳以上満3歳未満の3号認定子ども 21人 満1歳未満の3号認定子ども 5人
開 設 年 月 日	昭和26年11月1日 (令和4年4月1日保育所型認定こども園認定)
事 業 所 番 号	1921151000060

3 施設の目的・運営方針

一宮保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な特定教育・保育（以下「保育等」という。）を提供することを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育等の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育等に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	999.78㎡
	園庭	305.90㎡
園舎	構造	鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板葺き2階建
	延べ面積	656.10㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	赤0組（0歳児クラス）
ほふく室	1室	赤1組（1歳児クラス）
保育室	4室	赤2組（2歳児クラス）、桃組（3歳児クラス）、黄組（4歳児クラス）、青組（5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
沐浴室	1室	
調乳室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
副主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	6	6		
保育士	6	1	5	
栄養士（兼調理員）	1	1		
調理員	2		2	

当園では、「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年12月27日山梨県条例第63号。以下「条例」という。）」の定める基準その他関係法令等を遵守し、保育等の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、員数については、基準を下回らない範囲で増減することがあります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）
副主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）
保育教諭・保育士	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）

- ※ ローテーションにより，各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

(1) 1号認定子ども

月曜日から金曜日までとします。

(2) 2号、3号認定子ども

月曜日から土曜日までとします。

ただし，いずれの子どもも年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は，次のとおりとします。

(1) 1号認定子ども（教育標準時間認定）

保育標準時間認定・保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されていない方で保育等を希望する場合，当園との個別協議のうえで保護者ごとに下記の時間の範囲で保育等を行う。

9時00分から16時00分（7時間）

(2) 2号、3号認定子ども（保育標準時間・保育短時間認定）

保育標準時間認定・保育短時間に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，下記の時間の範囲内でそれぞれ保育等を行う。（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育等を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

保育標準時間認定 7時30分から18時30分（11時間）

保育短時間認定 8時30分から16時30分（8時間）

(3) 預かり保育

教育標準時間認定の方で預かり保育が必要な場合，8時00分から9時00分まで，16時00分から17時00分まで，及び土曜日の8時00分から17時00分まで。利用料については在園児は免除とする。

(4) 延長保育

保育標準時間認定の方の18時30分から19時まで、及び保育短時間認定の方の8時30分以前、16時30分以降の利用については、別表に定める延長保育料を徴収します。なお土曜日においては、18時30分以降の延長保育はありません。

8 提供する保育等の内容

当園は，保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告示117号）を踏まえ，以下の保育等その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において，保育等を提供します。

(2) 保育等の内容

①乳児保育

「基本的な生活習慣の自立」

全ての基盤となる乳児期の丁寧な関わりを通して、安全と安心を確保した物的・人的環境のもと、信頼関係を築き基本的な生活習慣の自立に向けて細やかな配慮をしながら進めていきます。

②幼児教育

「様々な経験を通し、自ら考え行動する、思考力、判断力、表現力を育む」遊びや生活の中で、様々な経験をし、多くの事を感じたり築いたり、理解し出来るようになり、それらを基に、自分で考え、工夫し表現できる力を育みます。またその過程で社会性や協調性、思いやりなど心身ともに成長していくことを目指し、失敗と試行錯誤を繰り返しながら成功体験を重ねて、達成感や自己肯定感、自立心を育てます。

(3) 特色ある保育等

①日本太鼓の演奏

周辺地域でも盛んな和太鼓の演奏を通して、礼儀作法・集中力・協調性などを育みます。

②一宮ケアホームとの交流

お年寄りとのふれあいを通して、優しさ・思いやりの心を育みます。

③乳児保育

産休明けより相談に応じます。

④障害児保育

障害のあるお子さんの受け入れを行っています。

(4) 食事の提供

1号、2号認定児の主食を含め、完全給食を行っています（実費を負担いただきます）。また年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時40分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

3歳未満児は、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

1 0 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 利用開始に関する事項
① 1号認定子どもについては、施設の管理者が定めた選考方法による
② 2・3号認定子どもについては、市町村が行う利用調整による
- (2) 利用の終了に関する事項
① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
② 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	弦間医院
医 師 名	弦間優紀子
所 在 地	笛吹市一宮町末木 8 6 4
電 話 番 号	0 5 5 3 - 4 7 - 0 5 1 0

(2) 歯科

医療機関の名称	コスモ歯科・矯正歯科医院
医 師 名	早川正哉
所 在 地	笛吹市一宮町竹原田 1 3 3 3
電 話 番 号	0 5 5 3 - 4 7 - 0 1 1 1

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
(2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 武田亮子 ・ご利用時間 9：00～17：00 ・電話番号 0553-47-2548 FAX 0553-47-4376 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	小澤とよみ	電話番号 0553-47-0623
第三者委員	丸山美智子	電話番号 055-266-3020

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・その他、カーテンの防災処理 有	・誘導灯 有 ・非常用電源 有
避難訓練	避難の訓練は、毎月1回以上実施します。	

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	園内事故等によるケガ等の賠償
保険金額	1名 30,000,000 円

1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：一宮保育園

説明者職名：園長

氏名 小林 裕彦

令和7年2月改定

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
1号，2号認定 子どもに係る給 食費	主食費1，200円＋副食費4，800円	月額6，000円
2号，3号認定 子どもに係る延 長保育料	認定時間（標準時間11時間、短時間8時間）以上の保育を利用する場合、その保育料。	30分毎に100円
保護者会費	納涼会夜店商品、おゆうぎ会記念品、進級卒園記念品等に使用します。 主に前期分で納涼会、後期分で発表会、進級卒園記念品代に充てるため、5月から8月までの途中入所については前期分から、10月から2月までの途中入所については後期分から徴収します。 3月入所は免除。	年額5，000円 2回に分けて半年分ごと徴収
園服・教材費	園服・園帽、粘土やのりといった教材、その他月刊誌を利用いただくため、これらの実費。	実費 月刊誌は年2回半年分ごとに徴収
園外保育費用	遠足等の園外保育を行った場合、バス代等その実費負担。	その都度清算

2 一時預かり保育に係る利用者負担（在園児は免除）

1日の利用金額2000円（利用料＋給食＋おやつ）

半日の場合は半額（利用料）

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、集金袋に領収印で領収書に代えさせていただきます。

※ 保育料及び給食費の徴収については、山梨中央銀行による口座引落しで行います。

※ 給食費の内、副食費について市町村の指示により免除や減額になるご家庭があります。